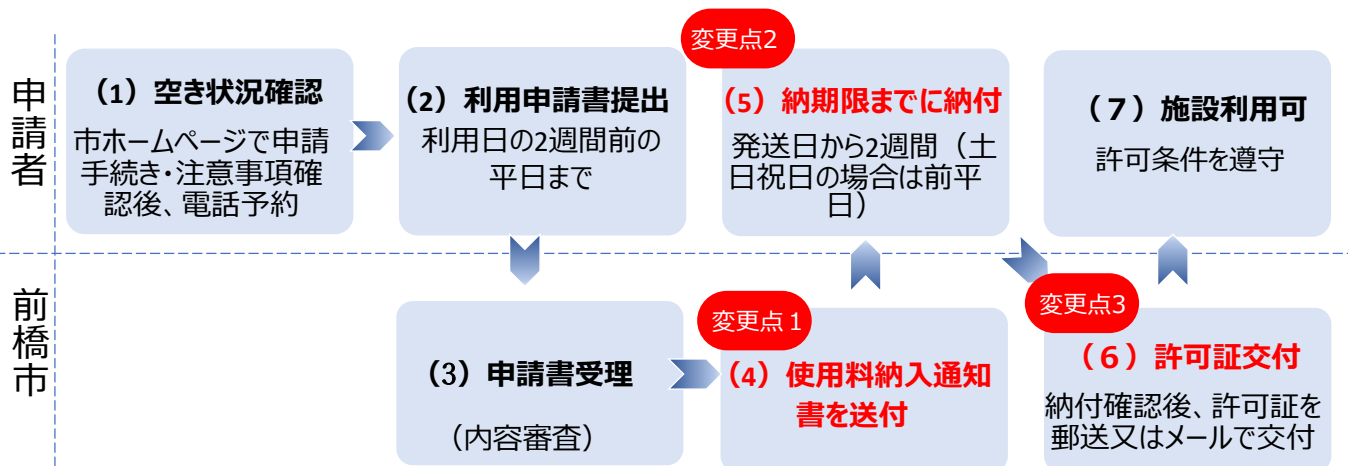




臨江閣の利用申請から 利用許可までの流れが 変わります。

主な変更点

使用料の納付確認後に許可証が交付されます



- ※1 窓口で申請と同時に使用料を納付される場合は、その場で許可証を交付となります（減免申請等一部申請を除く）。
- ※2 納入通知書の納期限と利用日の期間が1週間以内の場合は、**納付後領収証の写しをメール等で送付してください。**納付確認ができない場合は、許可証が交付されません。
- ※3 仮予約後、申請期日を過ぎて申請書を提出する場合は、**原則、窓口のみの受付・納付となります。**利用日まで2週間以内の新規予約・利用変更申請はできません。
- ※4 仮予約後、利用日2週間前までに申請がない場合は、予約を取消させていただく場合があります。
- ※5 フォトリケーション等において、臨江閣ご利用日当日の他、事前又は事後に利用者が撮影料等を徴する場合は、**「入場料を徴する場合」の使用料**となります。
利用手続き詳細は前橋市ホームページをご覧ください。

「臨江閣利用許可申請について」

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kyoiku/bunkazaihogo/shinseisho/7453.html>

変更日

令和6年8月1日受付分から

臨江閣の円滑な管理・運営を進めるため、早めの申請手続きをお願いします。
ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ

前橋市教育委員会事務局 文化財保護課
TEL:027-280-6511 FAX:027-251-1700
E-MAIL: bunkazai@city.maebashi.gunma.jp